(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市名立区名立大町字川端町一三二番地先から同市名立区名立大町字新井町三九六九番一地先まで	前	二二・〇〇～四四・〇〇メートル	〇・〇九五キロメートル
	後	二二・〇〇～五一・〇〇メートル	〇・〇九五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市名立区名立大町字川端町一三二番地先から同市名立区名立大町字新井町三九六九番一地先まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月十九日

○北陸地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び三百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加賀市分校町に一番から同市分校町に三番まで	前	二二・五〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	三〇・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百五号	加賀市箱宮町ワ一番二から同市分校町に二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十日

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字土合字大割七三八番一から同市大字土合字大割七四〇番二まで	前	一五・〇〇～一八・二〇メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一五・〇〇～二九・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区興津東町字新往還入口前一五九一番一から同市清水区興津東町字弁才天一五三〇番四まで	前	五二・〇〇～六〇・〇〇メートル	〇・〇八二キロメートル	
	後	五二・〇〇～一〇五・〇〇メートル	〇・〇八二キロメートル	
静岡市清水区興津東町字浜一四二三番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三〇一〇番五まで	前	BA		
	後	BA		

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	十九号	塩尻市大字贄川字若神子五五六番四から同市大字宗賀字日出塩六〇三五番一まで	前	A	一〇・八〇～七二・〇〇メートル	一・九〇〇キロメートル
			後	BA	一〇・八〇～七二・〇〇メートル 一一・四〇～八〇・〇〇メートル	一・九〇〇キロメートル

(二) 道路の種類　一般国道

(三) 路線名　十九号

(四) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
二一	前	一〇・〇〇～二四・一二〇		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・〇〇～一六三・〇〇		
		七・二〇～一〇・〇〇		
		九・〇〇～一六三・〇〇		

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
江津市浅利町三三一番一地先官有無番地から同市浅利町三三六番三五まで	前	一〇・五〇～一七・九〇メートル	〇・二一六キロメートル
	後	一七・六〇～二四・二〇メートル	〇・二一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所